

3 加算料金(対象者のみ加算)

単位:円

加算項目	内 容	1 割負担		2 割負担		3 割負担		備 考	
		日 額	月 額	日 額	月 額	日 額	月 額		
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間が対象	30	900	60	1,800	90	2,700	30日間	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所前30日以内又は入所後7日以内に居室等を訪問し早期退所を目的としたサービス計画の策定及び診療方針を決定した場合	—	450	—	900	—	1,350	入所中 1回を限度	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	上記にあたり生活機能改善目標、退所後の支援計画を定めた場合	—	480	—	960	—	1,440		
療養食加算	特定の療養食の提供を行った場合	18	540	36	1,080	54	1,620	1回 6単位(6円) 1日に3回を限度	
栄養マネジメント強化加算	低栄養又は低栄養状態のおそれがある者に対して、栄養計画に従い食事の観察を行い、食事の調整等を実施する。入所者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用する場合	11	—	22	—	33	—		
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医又はその指示を受けた歯科衛生士が施設の介護職員に対して口腔ケアに係る計画を作成し技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合	—	90	—	180	—	270		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たしており、口腔衛生の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用する場合	—	110	—	220	—	330		
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹について投薬・検査・処置等を行った場合	480	—	960	—	1,440	—	月に1回 10日間を限度	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	生活機能回復を目指しリハビリを個別に行った場合	258	—	516	—	774	—	入所日から3月以内	
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	認知症者に対し生活機能回復を目指しリハビリを個別に行った場合	240	—	480	—	720	—	約30回/月:7,740(1割負担)	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	生活機能回復を目指しリハビリを個別に行った場合	—	33	—	66	—	99		
自立支援促進加算	自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。また、医学的評価に基づき3月に1回支援計画を見直している。医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、情報を活用する場合	—	300	—	600	—	900		
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時に褥瘡と関連のあるリスクを評価し、3月に1回評価の結果を厚生労働省に提出し、情報を活用する場合	—	3	—	6	—	9		
排せつ支援加算(Ⅰ)	入所時に要介護状態の軽減の見込みを評価し、6月に1回評価の結果を厚生労働省に提出し、情報を活用する場合	—	10	—	20	—	30		
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合	—	40	—	80	—	120		
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の情報に加えて、疾病の状況や服薬情報等を、厚生労働省に提出している場合	—	60	—	120	—	180		
介護職員等処遇改善加算	所定単位数(基本サービス費+各種加算)×75/1000(7.5%)								※別紙参照

退所時・ターミナルケア等別途加算有

月額 = 30日分の料金

4 その他料金

項目	単 価	備 考	項目	単 価			
その他の日用品費	実 費	歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュ等	洗濯代	通常	605 円/ネット	8ネット以上	4,730 円/月
教養娯楽費	実 費	行事開催費等		消毒	880 円/ネット	8ネット以上	6,930 円/月
電気代	55 円/日	居室でテレビ、電気毛布等の電気器具を使用する場合(1,650円/月)		ドライ	別途料金表による		
理容代	2,800 円	カット、顔剃り					
文書料	1,100~4,400 円	診断書等の文書作成料					